

経営安定化関連保証(セーフティネット保証関連)の特定中小企業者の認定申請に係る添付書類一覧表

根 拠	内 容	確 認 事 項	添 付 書 類
第1号	再生手続開始申立等関係	<ul style="list-style-type: none"> ○次のいずれかに該当するもの ・ 経済産業大臣の指定を受けた者(再生手続開始申立等事業者)に対して50万円以上の売掛金債権又は前渡金返還請求権を有していること ・ 申請者の全取引規模のうち、再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売掛債権額が確認できる書類(手形・債権者通知など) ・ 取引先別の売上表など
第2号	事業活動の制限関係	<ul style="list-style-type: none"> ○次のいずれかに該当するもの ・ 経済産業大臣の指定を受けた事業活動の制限を行っている事業者(指定事業者)と直接取引を行っている場合において、申請者の総取引規模のうち、当該指定事業者との取引規模が20%以上であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として1ヶ月間の売上高、販売数量が前年同月と比較して20%以上減少しており、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間売上高等が前年同期と比較して20%以上減少することが見込まれること ・ 指定事業者と間接的な取引の連鎖の関係の場合は、総取引規模に占める当該事業者関連の取引規模が20%以上であるとともに、当該事業制限を受けた後、原則として1ヶ月間の売上高等が前年同月と比較して20%以上減少しており、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期と比較して20%以上減少することが見込まれること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引先別の売上表など ・ 今期と前期の月々の売上高がわかる資料(試算表など) ・ 借入金残高確認資料(残高証明書、財務諸表、借入証書、借入明細書など)
第3号	地域・業種関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業大臣の指定を受けた地域において経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を1年間以上継続して行っていること ・ 原則として1ヶ月間の売上高又は販売数量が前年同月と比較して20%以上減少していること ・ その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期と比較して20%以上減少することが見込まれること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今期と前期の月々の売上高がわかる資料(試算表など)
第4号	地域関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業大臣の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること ・ 原則として1ヶ月間の売上高又は販売数量が前年同月と比較して20%以上減少していること ・ その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期と比較して20%以上減少することが見込まれること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今期と前期の月々の売上高がわかる資料(試算表など)
第5号	業種関係	<ul style="list-style-type: none"> ○経済産業大臣の指定を受けた業種であり、次のいずれかに該当するもの (イ)最近3ヶ月間の平均売上高が前年同期の月平均売上高を比較して3%以上減少していること (ロ)製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと (ハ)最近3ヶ月間(算出困難な場合は直近決算期)の売上総利益率又は平均営業利益率を前年同期の売上総利益率又は平均営業利益率と比較して、3%以上減少していること 	<ul style="list-style-type: none"> (イ)今期と前期の月々の売上高がわかる資料(試算表) (ロ)今期と前期の月々の売上高・仕入単価・最新の売上原価がわかる資料 (ハ)最近3ヶ月間と前年同期の売上高合計及び利益額合計がわかる資料
第6号	破綻金融機関等関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破綻金融機関と金融取引を行っていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借入証書、借入明細書など
第7号	金融取引の調整関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業大臣の指定を受けた金融機関と金融取引を行っていること ・ 指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること ・ 指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期と比較して減少していること ・ 金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期と比較して減少していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借入金残高確認資料(残高証明書、財務諸表、借入証書、借入明細書、決算書借入金科目明細など)
第8号	金融機関の貸付債権の譲渡関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ (株)整理回収機構に貸付債権が譲渡されたことが確認できる書類を有していること ・ 金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期と比較して減少していること ・ 事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた具体策、債務返済計画等を規定した事業計画を作成し、その実行に努めていること ・ (株)整理回収機構からの債務の返済条件の変更を受けていること。又は(株)産業再生機構法第22条第3項に規定する支援決定を受けていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債権譲渡通知書など ・ 借入金残高確認資料(残高証明書、財務諸表、借入証書、借入明細書など) ・ 事業計画書 ・ 約定書等 ・ (株)産業再生機構の通知

※ 共通の申請書類として、申請書2部、法人の場合は商業登記簿謄本コピー及び確定申告書・決算書のコピー、個人の場合は確定申告書のコピー(青色申告の場合は決算書も添付)が必要となります。

※ 許認可の必要な業種の場合は、許認可の写しを添付してください。

※ 本人以外の方が申請する場合には、委任状をお持ちください。